

## 伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、伊都の杜の自治会会員（以下、会員という。）を主体としたサークル活動を支援することにより、伊都の杜のコミュニティの活性化に資することを目的とする。

### (補助対象団体及び補助活動)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる団体及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 構成メンバーが4人以上であり、4分の3以上が会員であること
- (2) 年間を通じて、月1回以上の活動があること。ただし、特別な事情があると認められる場合を除く
- (3) 活動内容が公序良俗に反しないこと
- (4) 伊都の杜自治会の公認サークルとして、伊都の杜自治会ホームページ等への掲載を承諾すること

### (補助金額)

第3条 補助対象団体に交付する補助金の額は、年間予算額を伊都の杜自治会が補助交付決定を行った団体数で除した金額。ただし、1団体5万円以下の額を上限、千円未満は切り捨てとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の申請は、伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金交付申請書（様式第1号）及びこれに必要な書類を添えて伊都の杜自治会長（以下、会長という。）に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助活動の変更)

第6条 補助対象団体は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、すみやかに伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金変更交付申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助活動の内容又は活動計画の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
- (2) 補助活動を中止又は廃止するとき
- (3) 補助活動の遂行が困難になったとき

(補助金の変更交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の変更を交付決定し、伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助活動の実績報告)

第8条 補助対象団体は、活動終了後すみやかに伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績報告書(様式第5号)及びこれに必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の報告を受けた場合は、その報告が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績調査確認書(様式第6号)により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体に伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 会長は、活動終了後に補助対象団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その一部若しくは全部を、一括又は分割して事前に交付できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、確定した額がすでに交付した額を超えるとき

には、確定した額に対する不足額を交付し、また確定した額が既に交付した額に満たないときには期限を定めてその満たない額の返還を命ずるものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 会長は、補助対象団体が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前号の各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(関係書類の整備)

第12条 補助対象団体は、補助活動に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、活動終了後5年間保管しておかなければならない。

2 会長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等进行检查することができるものとする。

附 則 (令和3年7月15日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

(様式第1号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金交付申請書

年 月 日

伊都の杜自治会長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者氏名

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金について交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする活動名称
- 2 申請団体の活動内容
- 3 補助活動の執行に関する収支計画、活動計画及び団体名簿

(様式第2号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金交付決定通知書

年 月 日

様

伊都の杜自治会長

年 月 日付で交付申請のあった伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付を受ける活動名称
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期及び額
- 4 補助条件
  - (1) 補助活動の内容、経費の配分、又は執行計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助活動を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助活動の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) 補助活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を活動終了後5年間保管しておくこと。
  - (5) 補助活動により取得し、又は効用の増加した財産については、助成後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (6) 補助活動については、活動実績報告書に関係書類を添えて、補助終了後すみやかに会長に報告すること。

(様式第3号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金変更交付申請書

年 月 日

伊都の杜自治会長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者氏名

年 月 日付で交付決定の通知を受けた補助金について、変更の交付決定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助活動名
- 2 変更理由
- 3 補助活動の執行に関する収支計画及び活動計画（変更後）

(様式第4号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

伊都の杜自治会長

年 月 日付で変更申請がありました補助については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付を受ける活動名称
- 2 補助活動の執行に関する収支計画及び活動計画（変更後）
- 3 補助条件
  - (1) 補助活動の内容、経費の配分、又は執行計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助活動を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助活動の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) 補助活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を活動終了後5年間保管しておくこと。
  - (5) 補助活動により取得し、又は効用の増加した財産については、助成後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (6) 補助活動については、活動実績報告書に關係書類を添えて、補助終了後すみやかに会長に報告すること。

(様式第5号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績報告書

年 月 日

伊都の杜自治会長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者氏名

年 月 日付で補助金の交付決定を受けました活動の実績について、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 活動名称
  
- 2 活動の実施期間
  
- 3 活動の実施状況
  - ア 補助活動経費収支計算書
  
  - イ 補助活動の経過又は成果を証する書類等
  
- 4 補助金の交付決定額と精算額
  - 補助金の交付決定額
  
  - 補助金の既交付額
  
  - 補助金の精算額



(様式第6号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績調査確認書

年 月 日

伊都の杜自治会

氏名

年 月 日付伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績報告書に  
ついて調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

(様式第7号)

伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金確定通知書

年 月 日

様

伊都の杜自治会長

年 月 日付の伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金実績報告書により、伊都の杜自治会コミュニティ活動補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 活動名称
- 2 補助確定金額